

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金

公募を開始しました！ ※公募は1回限りの予定
公募期間：平成28年11月14日（月）
～平成29年 1月17日（火）
【当日消印有効】



中小企業・小規模事業者が取り組む、**経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。**（詳細は当会HP上の『公募要領』をご覧ください。）

※本県の採択実績：**506件、約54億円**【平成24・25・26・27年度補正合計】

【補助対象事業】

対象要件		【革新的サービス】	【ものづくり技術】
申請類型		「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。	「中小ものづくり高度化法」12分野（※1）に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画（3～5年計画で「付加価値額」及び「経常利益」の増大を達成する計画）であること。
新 第四次産業革命型（※2）		◆対象経費の3分の2以内で、上限額3,000万円を補助 （機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費） ◆設備投資（※4）が必要	
一般型（※3）		◆対象経費の3分の2以内で、上限額1,000万円を補助 （機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費） ◆設備投資（※4）が必要	
小規模型	設備投資のみ	◆対象経費の3分の2以内で、上限額500万円を補助 （機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費） ◆設備投資（※4）が必要	
	試作開発等	◆対象経費の3分の2以内で、上限額500万円を補助 （機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、クラウド利用費） ◆設備投資（※4）が可能（必須ではない）	

（※1）①デザイン ②情報処理 ③精密加工 ④製造環境 ⑤接合・実装 ⑥立体造形 ⑦表面処理 ⑧機械制御 ⑨複合・新機能材料
 ⑩材料プロセス ⑪バイオ ⑫測定計測

（※2）IoT・AI・ロボットを用いた設備投資を行うこと。

（※3）連携体（5者まで）での申請も可能。（上限額計5,000万円／1者あたり1,000万円）

（※4）専ら補助事業のために使用される機械装置費のうち、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上のものを計上すること。

【問合せ先】 宮崎県中小企業団体中央会 ものづくり中小企業支援センター
 〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館3階
 TEL(0985)25-2271/FAX(0985)27-3672/E-mail: monodukuri@himuka.or.jp

